

子ども医療費 助成の対象を 拡大します！

中学校卒業後の子どもの医療費に係る経済的な負担による受診控えを防ぎ、病気の早期発見や早期治療による子どもの健全な育成を図るため、現在中学生までとしている子ども医療費助成の対象を拡大します。

対象者 **18歳**までの子ども
(18歳に達する日の属する年度の3月31日まで)

開始時期 **令和6年10月1日～**

■受給者証の申請

16～18歳の子ども 平成18年4月2日～ 平成21年4月1日生まれ	0～15歳の子ども 平成21年 4月2日以降生まれ
手続き必要 (受給者証交付申請) ※対象者へ7月上旬頃、申請書を送付	
提出物 ・子ども医療費受給者証交付申請書 ・健康保険証のコピー	手続き不要
提出方法 申請書を同封の返信用封筒に入れて郵送	
提出期限 8月30日(金)	

※障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証(全疾患の入院医療・通院医療使用可)をお持ちの方は、引き続きお持ちの受給者証を使用できますので、申請書および子ども医療費受給者証は送付されません。

※精神障害者医療費受給者証(精神入院医療・通院医療のみ使用可、精神入院医療のみ使用可、精神通院医療のみ使用可)をお持ちの方は、10月1日から子ども医療費受給者証を使用するため、交付申請をしてください。

■受給者証の交付

9月頃を目途に送付

※16～18歳の方で8月30日(金)を過ぎて申請した場合や申請内容に不備がある場合は、受給者証の送付が遅れることがあります。

■対象医療

保険適用の全ての疾病に係る医療

※16～18歳の方は10月1日以降に受診した医療が対象

■問い合わせ 保険医療課 内線153



8月1日(木)から 於大公園の 一部施設閉鎖します

■於大公園再整備工事に伴い閉鎖する施設

- ・第2駐車場
- ・おもしろサイクル広場

■今後の予定

第2駐車場をふれあいファミリー広場(幼児用遊具、大屋根、水遊び場など)に整備し、おもしろサイクル広場は新しくなります。

■問い合わせ

公園緑地課 内線263



2026年春
リニューアル
オープン予定